

平成 31 年 3 月 20 日

ご利用者さま

みな穂農業協同組合

「成年後見支援貯金」の取扱開始について

みな穂農業協同組合（代表理事組合長 細田勝二）は、平成 31 年 4 月 1 日（月）より、成年後見制度を利用される方を対象とした「成年後見支援貯金」の取扱いを開始します。

成年後見支援貯金は、成年後見制度を利用する成年被後見人さまの貯金のうち、日常的に使用しない金銭について別管理するための貯金で、その口座開設ならびにお支払いやご解約などに家庭裁判所の発行する「指示書」を必要とします。そのため、成年被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理を行うことができ、財産管理にかかるトラブルの防止が期待されます。また、財産管理の負担が小さくなることから、成年後見人さまにおいては成年被後見人さまの身上保護に集中しやすくなります。

当組合は本貯金の取扱いにより、社会的要請が高まっている成年後見制度の普及に貢献するとともに、組合員さまをはじめとした地域のご利用者さまのニーズにお応えできるよう、サービスの提供に努めてまいります。

記

1 取扱開始日

平成 31 年 4 月 1 日（月）

2 商品概要

（1）商品名

成年後見支援貯金（普通貯金・決済用普通貯金）

（2）利用対象者

個人のお客さまで、家庭裁判所から口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方

（3）払戻方法

家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づく取扱いとなります。

（4）その他

詳細につきましては、当 J A にお問い合わせください。

3 お問い合わせ先

みな穂農業協同組合 金融共済部 貯金推進課 電話番号 0765-72-1190

以上

なお、ATMを利用した預入については、口座管理店舗が管理するATMにおいて、成年後見人さまが「通帳」を使用してご入金いただけます。

Q 5 成年後見支援貯金口座への年金等の振込はできますか。

A 5 年金、給与、配当金等の自動受取（振込）についてもご利用いただけます。
（JAみな穂では入金に際して、家庭裁判所の指示書は不要です。）

Q 6 成年後見支援貯金口座からの口座振替はできますか。

A 6 口座からの払戻しに際しては、家庭裁判所が発行する指示書を必要とするため、口座振替契約についてもご利用できません。

Q 7 成年後見支援貯金口座を開設するにあたり、他の預貯金口座の解約に際して家庭裁判所から何らかの指示等がありますか。

A 7 JAみな穂の成年後見支援貯金口座のほか、家庭裁判所の指示書を必要とする他金融機関の預貯金口座の取引以外については、家庭裁判所の判断によるものではなく、成年後見人さまの裁量で決定することとなります。

Q 8 成年後見支援貯金口座の開設時の金額については、成年後見人の裁量で定めるのでしょうか。

A 8 成年後見支援貯金の口座開設にあたっては、事前に家庭裁判所に開設時の金額を含め報告書を提出したうえで、家庭裁判所より指示書の交付を受けることとなります。そのため、口座開設時の金額については、家庭裁判所の判断を受けることとなります。

Q 9 後見監督人が選任されることもありますか。

A 9 親族間に意見の対立がある場合や、成年被後見人さまの財産の額や種類が多い場合等、事案に応じて後見監督人が選任される場合があります。

Q 10 成年後見支援貯金を利用する場合でも、家庭裁判所による後見監督はありますか。

A 10 成年後見支援貯金を利用する場合でも、家庭裁判所は事案に応じて必要な後見監督を行います。成年後見人さまにおいては、家庭裁判所に対して毎年自主的に定期報告を行う義務があり、後見等事務報告書提出の際に、成年後見支援貯金を含む通帳の写し等の添付が必要となります。

Q 11 成年後見支援貯金は貯金保険制度の対象となりますか。

A 11 JAみな穂では、“金利が付く商品”と“無利息型の商品”の2商品を取扱っております。“金利が付く商品”としての成年後見支援貯金については貯金保険の対象となり、JAみな穂の他の貯金と合算して1,000万円までの元本とその利息が保護の対象となります。（“無利息型の商品”については全額保護されます。）

みな穂農業協同組合

詳しくはお近くのJAみな穂へお気軽にお問合せ下さい

TEL : 0765-72-1190